

# 福岡救急医学会看護部会規約

## (総 則)

第1条 本規約は、福岡救急医学会会則第25条に基づいてこれを定める。

## (名 称)

第2条 本部会は福岡救急医学会看護部会とする。

第3条 本部会の事務局を当分の間、九州大学大学院先端医療医学講座災害救急医学分野（福岡県福岡市東区馬出3-1-1）に置く。

## (目 的)

第4条 本部会は救急看護の進歩、発展および研修をはかることを目的とする。

## (事 業)

第5条 福岡救急医学会他会員と協力して福岡救急医学会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## (会 員)

第6条 本部会は原則として福岡救急医学会の正会員たる看護師、ならびに救急看護問題に対する関心の深い福岡救急医学会会員の中から選出されたものをもって組織する。

## (役 員)

第7条 本部会に下記の役員をおく。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 委員 若干名

委員長、副委員長は委員の中より互選により選出する。

委員のうち1名は学術集会会長所属施設の運営委員があたる。

任期は福岡救急医学会会則に準ずる。

## (入 会)

第8条 本部会に入会しようとする委員は、委員の推薦を受けて本部会で承認されたものとする。

第9条 本部会に入会しようとする施設は、本部会で承認され委員長の推薦を受けて福岡救急医学会幹事会で承認された施設とする。

## (退 会)

第10条 本部会を退会しようとする者は、本部会で承認されたものとする。

第11条 本部会を退会する施設は、本部会で承認され福岡救急医学会幹事会で承認されたものとする。

## (会 計)

第12条 本部会の資産は福岡救急医学会救急看護教育費、その他の収入とする。

第13条 本部会の収支予算、収支決算の作成は副委員長があたる。

第14条 本部会の会計年度は、9月1日に始まり翌年の8月31日をもって終わる。

第15条 会計監査は福岡救急医学会幹事会がおこなう。

## 附 則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年9月6日の評議員会の承認を得て発効する。

この規約は、平成28年9月10日の評議員会の承認を得て発効する。